

## 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領

農林水産省生産局長通知  
制 定 令和3年1月28日付け2生畜第1817号  
最終改正 令和4年3月31日付け3畜産第2265号

### 第1 趣 旨

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の実施については、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1183号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成され、各事業ごとの事業実施主体、成果目標及び目標年度等は、別記1～別記5に定めるとおりとする。

- 1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業  
別記1に定めるとおりとする。
- 2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業
  - (1) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業  
別記2に定めるとおりとする。
  - (2) 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業  
別記3に定めるとおりとする。
- 3 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業  
別記4に定めるとおりとする。
- 4 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業  
別記5に定めるとおりとする。

### 第3 補助対象経費等

- 1 補助対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 留意事項
  - (1) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、補助の対象外とする。
  - (2) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を要綱第9第1項の事業実施計画に記載しなければならない。
    - ①委託先が決定している場合には、委託先
    - ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

### 第4 事業実施計画の承認

要綱第9第1項の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める事業実施計画の承認の手続は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、事業実施計画の提出時において事業実施主体の設立が完了していないときは、事業実施主体の代表者となることを予定している者が、他の者を代理するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画のうち、適当と認められるものについて、都道府県事業実施計画を別記様式第2号により作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された都道府県事業実施計画について、補助要件を満たしているか確認を行った後、当該都道府県事業実施計画を畜産局長に提出するものとする。
- 4 畜産局長は、3により提出された都道府県事業実施計画について、内容を確認し、予算の範囲内で採択するものとし、その結果を地方農政局長等に通知するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の通知に基づき、都道府県事業実施計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、5の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認することとする。
- 7 事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、1から6までに準ずる。
  - (1) 事業の中止又は廃止
  - (2) 事業実施主体の変更
  - (3) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
  - (4) 補助金の増又は30%を超える減
  - (5) 成果目標の変更
- 8 事業の着手
  - (1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が適正、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
  - (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。
  - (3) 都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づき交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
  - (4) 都道府県知事は、事業実施主体から(2)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。
  - (5) 第4の1のなお書きにより事業実施計画を提出した者は、事業の着手後すみやかに要綱第4第3項の畜産物輸出コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）又は同第4項の畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会（以下「協議会」という。）を設立するものとし、設立が完了したときには、設立したコンソーシア

ム又は協議会の概要を都道府県知事に報告するものとする。

## 第5 事業の評価等

- 1 要綱第9第2項の事業評価の報告は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎年度、別記様式第3号により、7月末までに事業実施主体が都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第4号により、同年度の9月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 要綱第28の指導は、目標年度の翌年度において、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、地方農政局長等は、都道府県知事を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について、都道府県知事を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

## 第6 調査、報告及び指導

畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体等に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

## 第7 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、令和5年3月31日までとする。

## 第8 その他

### 1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

### 2 株式会社日本政策金融公庫への情報提供

農林水産物・食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施にあたり、本申請に係る情報（事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等）について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が第4の事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く）。

### 附 則

この要領は、令和3年1月28日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和4年1月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年3月31日から施行する。

別表 1 (第 3 の 1 関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業</p> <p>(1) コンソーシアムの設立及び推進</p> <p>(2) 輸出先国のマーケット調査</p> <p>(3) コンソーシアムによる PR 活動、販売促進活動の実施</p>	<p>コンソーシアムの設立及び運営を行うために行う左記 (1) から (3) までの事業を実施するために直接必要な経費のうち別表 2 に該当するものであって、事業の対象として明確に区分することができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。</p> <p>なお、その整理に当たっては、別表 2 の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。</p>	<p>定額</p> <p>(コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに、原則として次の金額を上限とする。)</p> <p>牛肉：20,000 千円</p> <p>牛肉以外：10,000 千円</p> <p>ただし、4 の事業に取り組む事業実施主体が事業実施年度中にコンソーシアムを構築し、1 の事業に取り組む場合は、1 の事業の補助上限額から 4 の事業の補助金額を除いた額を上限とする。また、やむを得ない事情があり、これを超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、畜産局長と協議の上、追加で交付することができるものとする。)</p>
<p>2 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業</p> <p>(1) 頭絡による家畜の取扱いや血斑低減の取組のための推進会議、研修会等の開催</p>	<p>推進会議の開催に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等</p>	<p>定額</p>

<p>(2) 血斑低減のための海外調査</p>	<p>海外調査に直接必要な渡航費、滞在費、通訳費等の現地調査に直接的に必要な経費。</p> <p>なお、海外調査は、他のコンソーシアムと共同で行う等補助金の低減に努めること。</p>	<p>定額</p>
<p>(3) 頭絡による家畜の取扱い及び血斑低減のための取組</p>	<p>頭絡による家畜の取扱いのために直接必要な頭絡の配布及び血斑低減のために直接必要な搬出作業の委託、搬入作業員の増員、と畜作業員の増員、各種データの取りまとめ・分析等の経費</p>	<p>定額</p> <p>(当該経費相当として食肉処理施設における令和4年2月14日以降の牛(ホルスタイン種の雌を除く。この項において同じ。)のと畜頭数に応じて牛一頭当たり5,200円を奨励金として交付する。ただし、対象頭数は、当該食肉処理施設における令和2年度のと畜実績頭数を上限とする。)</p>
<p>(4) 血斑低減のための試験・研究を行う場合の、試験・研究に必要な資材費</p>	<p>血斑低減のための試験・研究に直接必要な試験費、資材費等の経費</p> <p>なお、補助対象経費の整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。</p>	<p>定額</p>
<p>3 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業</p> <p>(1) 検討会等の開催</p> <p>(2) 海外施設等の状況調査</p> <p>(3) 学術情報の収集</p> <p>(4) 手順書の作成</p> <p>(5) サルモネラ菌低減</p>	<p>鶏肉のサルモネラ菌低減への対応に必要となる左記(1)から(6)までの事業を実施するために直接必要な経費のうち別表2に該当するものであって、事業の対象として明確に区分することができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。</p> <p>なお、その整理に当たっては、別表2</p>	<p>定額</p>

<p>に向けた試験・研究 ・実証等の取組 (6) 輸出製品のサルモ ネラ菌検査</p>	<p>の費目ごとに整理するとともに、特別 会計等の区分整理を行うものとする。</p>	
<p>4 新たな畜産物輸出 コンソーシアムの設 立に向けた産地育成 支援事業 (1) 協議会の設立及び 推進 (2) 検討会及び研修会 の開催 (3) 輸出先国のマーケ ット調査 (4) 協議会による商流 構築活動の実施</p>	<p>協議会が行う左記 (1) から (4) まで の事業を実施するために直接必要な 経費のうち別表2に該当するもので あって、事業の対象として明確に区分 することができるもの、かつ、証拠書 類によって金額等を確認することが できるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2の費目ごとに整理するとともに、特 別会計等の区分整理を行うものとし る。</p>	<p>定額 (協議会が輸出促進に 取り組む対象とする品 目ごとに、原則として次 の金額を上限とする。 牛肉：10,000 千円 牛肉以外：5,000 千円 ただし、やむを得ない 事情があり、これを超え て施行する必要がある と都道府県知事が特に 認める場合には、畜産局 長と協議の上、追加で交 付することができるも のとする。)</p>

<p>5 畜産物の流通・品質保持等に係る調査・試験・実証等支援事業</p> <p>(1) 推進会議・検討会等の開催</p> <p>(2) 輸出先国・地域やマーケットの求める日本産畜産物を供給するために必要な流通方法や品質保持等に係る調査・試験・実証</p> <p>(3) 調査・試験・実証に係る報告書の作成</p>	<p>畜産物の流通や品質保持等に係る調査・試験・実証のために行う左記(1)から(3)までの事業を実施するために直接必要な経費のうち別表2に該当するものであって、事業の対象として明確に区分することができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。</p> <p>なお、その整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。</p>	<p>定額</p>
<p>(共通経費)</p> <p>6 都道府県推進事務費</p>	<p>都道府県による事業の推進に必要な指導等の実施に要する経費であって、別表2に該当するものとする。なお、事務費は、総事業費に見合った合理的な費用とすること。</p>	<p>定額</p>



別表2（第3の1関係）

費目	内容	注意点
人件費	<p>本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。</li> <li>・積算根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。</li> </ul>
謝金	<p>本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃金	<p>本事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。</li> </ul>
旅費	<p>本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費、諸雑費（事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象としな</li> </ul>

		い。
需用費	<p>本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実演</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプル等用原材料費（包装資材、食材費含む）、資材費、輸送費・通関費、ウェブサイト構築費、車両借上費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。</li> </ul>
役務費	<p>本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	
賃借料及び使用料	<p>本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。</li> </ul>
委託費	<p>本事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費</p>	
その他	<p>PR活動や販売促進活動の実施において必要な輸出先国の各種基準への対応に係る経費、送金手数料等の他の費目に該当しない経費で、本事業を実施するために必要な経費</p>	

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
代 表 者 名

令和〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業事業実施計画の（変更）承認申請について

令和〇年度において、下記のとおり畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を実施したいので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知）第4の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別添「事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ( )	
(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・ 運営支援事業	千円	千円	千円	
(2) 動物福祉及び血斑発生低減に向けた 試験的取組支援事業				
(3) 鶏肉のサルモネラ低減に向けた取 組支援事業				
(4) 新たな畜産物輸出コンソーシアム の設立に向けた産地育成支援事業				
(5) 畜産物の流通・品質保持等に係る試 験・実証等支援事業				
合計				

- 4 事業開始及び完了予定年月日  
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(注) 1 コンソーシアム又は協議会の設立前に提出する場合は、事業実施主体名は構成員となる者の連名によることとし、代表者となることを予定している者が代表者となること。  
2 変更承認申請の場合は、「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、承認された事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

## 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

# 事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

対象品目名：牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳乳製品

事業名：

- ・畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業
- ・動物福祉対応及び血斑低減に向けた試験的取組支援事業
- ・鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業
- ・新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業
- ・畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

注1：対象品目名の欄及び事業名の欄は、該当するものを円で囲むこと。  
注2：コンソーシアムの設立前の場合は予定する内容により記載すること。

## 第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム/ 協議会名)	事務局		組織構成	代表者名	その他
	組織名	所在地			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産農家等</li> <li>・ 食肉処理施設等</li> <li>・ 輸出事業者</li> <li>・ その他</li> </ul>		

注：組織構成には、畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者、その他の組織ごとに構成員を全て記載すること。

## 第2 事業計画の内容

### 1 取組の概要

- 注1：畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業に取り組む場合には、プロモーション等の取組内容について、現状と課題、取組目的を簡潔に記載すること。
- 注2：動物福祉対応及び血斑低減に向けた試験的取組支援事業、鶏肉のサルモネラ低減に向けた対応支援事業、畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証支援事業に取り組む場合には、その現状と改善のための取組を簡潔に記載すること。
- 注3：新たなコンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業に取り組む場合には、現状と課題、取組目的、対象とする輸出先国・地域の輸出認定取得に向けたスケジュール等を簡潔に記載すること。

### 2 取組の詳細

別紙のとおり（取り組む事業の別紙を記載の上添付すること。）

第3 成果目標  
別紙のとおり（取り組む事業の別紙を記載の上添付すること。）

第4 添付書類（添付書類名を記載すること。）  
1 コンソーシアム規約  
2 GFPのコミュニティサイトに登録していることが確認できる書類

第5 個人情報情報の取扱い（任意）

同意します	<input type="checkbox"/>	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。
同意しません	<input type="checkbox"/>	※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

(別紙) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

2 取組の詳細

取組名 (又は調査国)	実施時期	実施体制	実施内容	総事業費 (円)	国庫補助金 (円)	その他 (円)	備考
(例) プロモーション等の ための推進協議会の 開催	(例) ○月上旬、 ○月下旬の 2回開催	(例) × × × × コン ソーシアムのう ち、○○が中心 となって実施	(例) プロモーション内容の検討会、報告会				
(例) プロモーション (米国)	(例) ○月上旬、 ○月下旬の 2回開催	(例) × × × × コン ソーシアムのう ち、○○が中心 となって実施	(例) セミナーの開催、展示会や有力品評会へ の参加、海外バイヤー、レストラン関係 者等の産地への招へい、商談会への参加				
(例) マーケット調査 (EU)	(例) ○月上旬、 ○月下旬の 3回開催	(例) × × × × コン ソーシアムのう ち、○○が中心 となって実施	(例) 小売段階における○○○を調査				

注1：輸出先国のマーケット調査、PR活動及び販売促進活動の取組については、対象とする調査実施国、輸出先国ごとに記載し、実施内容欄には、実施予定のマーケット調査、PR活動及び販売促進活動の内容を具体的に記載すること。

注2：備考欄には、総事業費欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、備考欄は別業とすることができる。

注3：事業を委託して実施する場合は、備考欄に委託予定先を記入するとともに、事業費の上段にその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

注4：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

注5：適宜、行を追加して記入すること。

第3 成果目標

PR活動及び販売促進活動を実施する輸出先国	輸出額 (円) 及び増加率 (%)		
	現状 (令和3年)	事業実施年 (令和〇年)	目標 (令和〇年)
	(円) —	(円) (%)	(円) (%)
	(円) —	(円) (%)	(円) (%)
	(円) —	(円) (%)	(円) (%)
	(円) —	(円) (%)	(円) (%)
合計	(円) —	(円) (%)	(円) (%)

注1：実施輸出先国ごとに記載の上、合計欄には、実施輸出先国の合計について記載すること。

注2：増加率の欄には、現状（令和3年）の輸出額に対する増加率を記載すること。



(別紙) 動物福祉対応及び血斑低減に向けた試験的取組支援事業  
2 取組の詳細

取組名 (又は調査国)	実施時期	実施体制	実施内容	総事業費 (円)	国庫補助金 (円)	その他 (円)	備考
(例) 動物福祉及び血斑低減対応のための協議会の開催	(例) ○月上旬、 ○月下旬の 2回開催	(例) × × × × ソーシアムのうち、○○が中心となって実施	(例) 対応方針の検討、事業結果報告				
(例) 血斑低減対応のための海外調査	(例) ○月上旬	(例) × × × × ソーシアムのうち、○○が中心となって実施	(例) アメリカで懸垂放血に係る血斑発生への対応状況を調査				

注：(別紙) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業の「2 取組の詳細」の注1から注5に準じて記載すること。

3 動物福祉対応及び血斑低減に向けた試験的取組支援事業の対象頭数及び経費

対象牛計(頭)	和牛(頭)		乳用種(頭)		総事業費 (円)	国庫補助金 (円)	その他 (円)	備考
	交雑種(頭)	純種(頭)	交雑種(頭)	純種(頭)				

注 対象頭数は令和2年度のと畜実績を上限とする。

第3 成果目標

	現状(令和2年度)	目標(○年度)
輸向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況		
血斑発生率	%	%

(別紙) 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業

2 取組の詳細

取組名 (又は調査国)	実施時期	実施体制	実施内容	総事業費 (円)	国庫補助金 (円)	その他 (円)	備考
(例) サルモネラ低減対応のための野生動物モニタリング	(例) 〇月～〇月	(例) XXコンソーシアムのうち、〇〇が中心となって実施	(例) 生産農場において野生動物の侵入状況のモニタリングを実施。				
(例) 最終製品におけるサルモネラ検査	(例) 〇月～〇月の間 月2回実施	(例) XXコンソーシアムのうち、〇〇が中心となって実施	(例) 食鳥処理場において、最終製品のサルモネラ検査を実施。				

注：(別紙) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業の「2 取組の詳細」の注1から注5に準じて記載すること。

第3 成果目標

現状 (令和2年度)		目標 (〇年度)
最終製品におけるサルモネラ菌の陽性率	%	%

注：シンガポール又はEU向け輸出要件に沿って処理した鶏肉について記載すること。

(別紙) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

2 取組の詳細

取組名 (又は調査国)	実施時期	実施体制	実施内容	総事業費 (円)	補助金		備考
					国庫補助金 (円)	その他 (円)	
(例) 商流構築活動の実施 (米国)	(例) 〇月上旬、 〇月下旬の 2回開催	(例) × × 協議 会のうち、〇〇 が中心となって 実施	(例) 試験輸出を行い、海外バイヤーが参加する 試食会の開催				
(例) マーケット調査 (米国)	(例) 〇月上旬、 〇月下旬の 3回開催	(例) × × 協議 会のうち、〇〇 が中心となって 実施	(例) 米国における〇〇〇を調査				

注：(別紙) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業の「2 取組の詳細」の注1から注5に準じて記載すること。

第3 成果目標

目標 (〇年度)	輸出を開始する国・地域

注：鶏肉について、香港・ベトナム向け正肉輸出に取組む場合は、欄を追加し、令和3年度の正肉輸出量も記載すること。

(別紙) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

2 取組の詳細

取組名 (品目、対象国)	実施時期	実施体制	実施内容	総事業費 (円)	国庫補助金 (円)	その他 (円)	備考
(例) 牛肉の賞味期限延長に係る推進会議の開催	(例) ○月上旬、 ○月下旬の 2回開催	(例) ××コンソーシアムのうち、○○が中心となって実施	(例) コンソーシアムのメンバー、学識経験者、包装メーカーにより、賞味期限の延長を可能とする梱包の開発に係る検討会を実施。				
(例) 輸送の実証 (米国向け鶏卵)	(例) ○月	(例) ××コンソーシアムのうち、○○が中心となって実施	(例) 米国向け鶏卵の要件である輸送・保管時の低温保持について、従来よりコスト低減可能な梱包の開発・米国向け輸送の実証を行う。				

注：(別紙) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業の「2 取組の詳細」の注1から注5に準じて記載すること。

第3 成果目標

目標 (○年度)	成果目標

注：成果目標は可能な限り定量的な目標を記載すること。

〇〇農政局長 殿  
北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

県（都道府）知事  
氏 名

令和〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業都道府県事業実施計画の（変更）承認申請について

令和〇年度において、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を実施したいので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知）第4の2に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別添「都道府県事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他（ ）	
	千円	千円	千円	
(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業				
(2) 動物福祉及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業				
(3) 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業				
(4) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業				
(5) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業				
合計				

- 4 事業開始及び完了予定年月日  
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(注) 1 関係書類として、実施要領第4の1の規定により提出された事業実施計画の写しを添付すること。  
2 変更承認申請の場合は、「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、承認された事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

(〇〇県)

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

都道府県事業実施計画書

事業実施年度：

令和 年度

事業名：

- ・畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業
- ・動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業
- ・鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業
- ・新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業
- ・畜産物の流通・品質保持等に係る調査・試験・実証等支援事業

注1：事業名の欄は、該当するものを円で囲むこと。

注2：同一都道府県内の事業実施計画が1計画のみの場合は、事業実施計画書をもって都道府県事業実施計画書に代えることができる。

第1 事業実施主体の概要

都道府県	事業実施主体名 (コンソーシアム/協議会名)	対象品目	事務局		組織構成	代表者名	その他
			組織名	所在地			
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家等</li> <li>・食肉処理施設等</li> <li>・輸出事業者</li> <li>・その他</li> </ul>		
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家等</li> <li>・食肉処理施設等</li> <li>・輸出事業者</li> <li>・その他</li> </ul>		
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家等</li> <li>・食肉処理施設等</li> <li>・輸出事業者</li> <li>・その他</li> </ul>		

注1:組織構成には、畜産農家等、食肉処理施設等、食肉輸出事業者、その他の組織毎に構成員を記載すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

第2 事業内容の総括

都道府県	事業実施主体	事業	事業内容 (利用するメニュー)	総事業費(円)		成果目標			
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	項目	現状 (〇年・〇年度)	目標	目標年又は 目標年度
		畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業					輸出額(円) 増加率(%)		
		動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業					輸出向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況 血斑発生率(%)		
		鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業					最終製品におけるサルモネラ菌陽性率(%)		
		新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業					輸出を開始する国・地域		
		畜産物の流通・品質保持等に係る調査・試験・実証等支援事業							
		畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業	小計				輸出額(円) 増加率(%)		
		動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業					輸出向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況 血斑発生率(%)		
		鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業					最終製品におけるサルモネラ菌陽性率(%)		
		新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業					輸出を開始する国・地域		
		畜産物の流通・品質保持等に係る調査・試験・実証等支援事業							
		畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業	小計				輸出額(円) 増加率(%)		
		動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業					輸出向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況 血斑発生率(%)		
		鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業					最終製品におけるサルモネラ菌陽性率(%)		
		新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業					輸出を開始する国・地域		
		畜産物の流通・品質保持等に係る調査・試験・実証等支援事業							
		畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業	小計				輸出額(円) 増加率(%)		
		動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業	合計				輸出向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況 血斑発生率(%)		
		鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業					最終製品におけるサルモネラ菌陽性率(%)		
		新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業					輸出を開始する国・地域		
		畜産物の流通・品質保持等に係る調査・試験・実証等支援事業							

注1:事業内容欄には、各メニューの実施内容(対象国名を含む。)を具体的に記載すること。

注2:新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業において、香港・シンガポール向け鶏肉正肉輸出に取組む場合、「輸出を開始する国・地域」の現状・目標の双方の欄に輸出量を記載すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。



第3 事業費の総括

都道府県	事業	事業実施主体	総事業費(円)	
			国庫補助金(円)	その他(円)
	畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業			
		計		
	動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業			
		計		
	鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業			
		計		
	新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業			
		計		
	畜産物の流通・品質保持等に係る調査・試験・実証等支援事業			
		計		
	都道府県推進事務費			
		合計		

注1:都道府県事務費を記載した場合、経費の根拠を別添に添付すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
代 表 者 名

令和〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の評価報告について

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知）第5の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）関係書類として、事業実施主体ごとに、別添の実績評価書を添付すること。

別記様式第3号 別添

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業に関する実績評価書

1. 事業実施主体名：

2. 事業実施年度：

3. 成果目標の具体的な内容及び達成状況：

(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

PR活動及び販売促進活動を実施する輸出先国	輸出額（円）及び増加率（％）		
	事業実施前（○年）	目標（○年）	実績（○年）
	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）
	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）
	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）
	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）
合計	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）

注：実施した活動内容（設立及び推進に係る会議の開催、マーケット調査、輸出先国ごとに実施したPR活動・販売活動等）がわかる資料を、参考資料とともに添付すること。

(2) 動物福祉及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業

	事業実施前	目標	実績		
			初年度（○年度）	2年度（○年度）	3年度（○年度）
輸出向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況の改善					
血斑発生率	（％）	（％）	（％）	（％）	（％）

注1：初年度欄には、本事業の実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

(3) 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業

最終製品におけるサルモネラ菌の陽性率	事業実施前	目標	実績		
			初年度（○年度）	2年度（○年度）	3年度（○年度）
	（％）	（％）	（％）	（％）	（％）

注1：シンガポール又はEU向け輸出要件に沿って処理した鶏肉について記載すること。

2：初年度欄には、本事業の実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

3：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

(4) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

品目	輸出 予定先国	施設認定／輸出開始状況	
(例) 牛肉	米国	初年度 (令和4年度)	施設認定に係る申請書類を厚生労働省に提出。現在厚生労働省において審査中。
		初年度 (○年度)	
		2年度 (○年度)	
		3年度 (○年度)	

注1：初年度欄には、本事業の実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

(5) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

品目	成果目標	実施内容

4. 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考 (Cの場合には、目標未達となった要因を記載)
A (計画どおり実施)	
B (おおむね計画どおり実施)	
C (計画を達成できず)	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

5. 事業内容：

別記様式第4号（第5の1関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

県（都道府）知事  
氏 名

令和〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の評価報告について

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知）第5の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）関係書類として、別添の実績評価書を添付すること。

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業に関する実績評価書

1. 事業実施主体名：

2. 事業実施年度：

3. 成果目標の具体的な内容及び達成状況：

(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

PR活動及び販売促進活動を実施する輸出先国	輸出額（円）及び増加率（％）		
	事業実施前（○年）	目標（○年）	実績（○年）
	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）
	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）
	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）
	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）
合計	（円）	（円）	（円）
	-	（％）	（％）

注：実施した活動内容（設立及び推進に係る会議の開催、マーケット調査、輸出先国ごとに実施したPR活動・販売活動等）がわかる資料を、参考資料とともに添付すること。

(2) 動物福祉及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業

	事業実施前	目標	実績		
			初年度（○年度）	2年度（○年度）	3年度（○年度）
輸出向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況の改善					
血斑発生率	（％）	（％）	（％）	（％）	（％）

注1：初年度欄には、本事業の実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

(3) 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業

最終製品におけるサルモネラ菌の陽性率	事業実施前	目標	実績		
			初年度（○年度）	2年度（○年度）	3年度（○年度）
	（％）	（％）	（％）	（％）	（％）

注1：シンガポール又はEU向け輸出要件に沿って処理した鶏肉について記載すること。

2：初年度欄には、本事業の実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

3：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

(4) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

品目	輸出 予定先国	施設認定／輸出開始状況	
(例) 牛肉	米国	初年度 (令和4年度)	施設認定に係る申請書類を厚生労働省に提出。現在厚生労働省において審査中。
		初年度 (○年度)	
		2年度 (○年度)	
		3年度 (○年度)	

注1：初年度欄には、本事業の実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

(5) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

品目	成果目標	実施内容

4. 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考 (Cの場合には、目標未達となった要因を記載)
A (計画どおり実施)	
B (おおむね計画どおり実施)	
C (計画を達成できず)	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

5. 事業内容：

(別記1)

## 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

### 第1 事業概要

本事業においては、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが行うマーケット調査及び商流の拡大のためのプロモーション活動等を支援するものとする。

### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムとし、要綱第4第3項の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 要綱第4第5項の畜産5品目のうち原則として1品目を対象に、輸出促進に取り組むものであること。
- 2 コンソーシアムの構成員については以下のとおりとする。
  - (1) 畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者を必須の構成員とする。
  - (2) 1つの食肉処理施設等は、1品目につき1つのコンソーシアムの構成員（コンソーシアムの設立が完了するまでの間においては、コンソーシアムを設立しようとする者。以下同じ。）となることができる。
  - (3) 構成員となる食肉処理施設等は、原則として1つのコンソーシアムにつき1つとするが、同一都道府県内に主たる事務所等が所在する食肉処理施設等が複数存在する場合、1つのコンソーシアムにつき複数の食肉処理施設等を構成員とすることができるものとする。
  - (4) 畜産農家等は、家畜や畜産物の出荷先である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
  - (5) 輸出事業者は、輸出畜産物の仕入元である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
- 3 コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) コンソーシアムの構成員である食肉処理施設等が、当該コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに以下の条件を満たしていること。
    - ア 牛肉：香港、台湾、米国又は欧州連合（英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む。以下同じ。）向けの輸出施設認定を受けていること。
    - イ 豚肉：シンガポール又はタイ向けの輸出施設認定を受けていること。



ウ 鶏肉：以下のいずれかの要件を満たしていること。

①シンガポール又は欧州連合向けの輸出施設認定を受けていること。

②香港又はベトナム向けの輸出施設認定を受けており、2018年から2021年のいずれかの年で、両国向け正肉を年間合計10トン以上輸出した実績を有していること。

なお、鳥インフルエンザ発生により輸出が停止となった日を含む場合は、輸出が停止するまでの正肉輸出実績÷輸出が停止するまでの日数×365日が10トンを超える場合も本条件を満たしていることとする。

エ 鶏卵：以下のいずれかの要件を満たしていること。

①シンガポール向け認定農場由来の鶏卵を受け入れており、同国向けに輸出するために処理を行っていること。

②米国向けの輸出施設認定を受けていること。

オ 牛乳乳製品：過去5年間において第4の2（5）に記載する国のうち、一つ以上の国に対して輸出実績を有していること。

- (2) コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (3) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (5) 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。別記4において同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。別記4において同じ。）でないこと。
- (6) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第34条第1項に定める輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けているこ

と又は事業実施期間中に認定を受ける予定であること。

- (7) GFP (農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。)のコミュニティサイト※に登録している者であること。

※ <https://www.gfpl.maff.go.jp/>

### 第3 成果目標及び目標年

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 成果目標

- (1) 牛肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）に対する輸出額のおおむね60%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (2) 豚肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (3) 鶏肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (4) 鶏卵：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (5) 牛乳乳製品：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね20%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

#### 2 目標年

事業実施年の翌年とする。

### 第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 コンソーシアムの設立及び推進

コンソーシアムの設立及び輸出目標の策定、具体的な販売促進活動等の内容及び輸出先国の要求に応えるための取組内容等について検討・検証するための会議の開

催。

## 2 輸出先国のマーケット調査

輸出先国のマーケットに適した畜産物を輸出するための、コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の需要や輸出に係る課題等の調査。

対象とすることができる輸出先国は、以下のとおりとし、3においても同様とする。ただし、対象輸出先国は、事業実施主体であるコンソーシアムの構成員である食肉処理施設等から輸出可能な国・地域に限ることとし、3においても同様とする。

- (1) 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合
- (2) 豚肉：シンガポール、タイ
- (3) 鶏肉：香港、ベトナム、シンガポール、欧州連合
- (4) 鶏卵：シンガポール、米国
- (5) 牛乳乳製品：香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア

## 3 コンソーシアムによるPR活動、販売促進活動の実施

コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の認知度向上やブランド化に向けた、セミナーの開催、展示会や有力品評会への参加、海外バイヤー・レストラン関係者等の産地への招へい等によるPR活動、具体的な販路開拓のための商機会の設定等の販売促進活動の実施。

その際、事業実施主体は、産地全体で取り組む輸出促進を効率的に進め、その実効性を高める観点から、補助事業者の指導の下、複数の構成員が協同してPR活動、販売促進活動に取り組むとともに、当該活動を実施するためにコンソーシアムが作成する販促資材等については、当該構成員が共通して利用できるものに限り作成するよう努めるものとする。

## 第5 他のコンソーシアム等との協同・連携

事業実施主体は、第4の2に定める対象輸出先国への取組については、本事業に基づき運営される他のコンソーシアムとの協同及び日本畜産物輸出促進協議会等との連携に努めるものとする。

(別記2)

## 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業

### 第1 事業概要

本取組においては、牛肉輸出に関して米国・欧州連合等が要求する頭絡による家畜の取扱いや懸垂放血によると畜への対応により生じる課題の解決に必要な会議の開催、海外調査、試験的取組等を実施できるものとする。

### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 別記1の事業を実施するコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの構成員である食肉処理施設が、米国又は欧州連合向けの輸出施設認定を受けていること。

なお、事業の採択に当たっては、以下に掲げる(1)、(2)の順に優先することとする。

- (1) 牛肉の輸出量の多いコンソーシアム
- (2) 構成員である畜産農家数が多いコンソーシアム

### 第3 成果目標及び目標年度

要綱第9の第2項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 成果目標

成果目標は、本事業を実施することにより、以下の全てを達成するものとする。

- (1) 輸出向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況の改善
- (2) 血斑発生率の低下

#### 2 目標年度

本事業は、事業完了年度から3年度以内に設定するものとする。

### 第4 事業実施の手続等

別表1の事業の種類欄に掲げる2の(3)の頭絡による家畜の取扱い及び血斑低減のための取組については、第4の8の規定の対象外とし、事業目的の実現のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。

(別記3)

## 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業

### 第1 事業の概要

本事業においては、鶏肉輸出に関してシンガポール・欧州連合が要求するサルモネラ菌に係る輸出規制への対応に当たり必要となる検討会等の開催、鶏肉のサルモネラ菌低減のための試験・研究・実証等の取組、鶏肉輸出に係るサルモネラ菌検査等を支援するものとする。

### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムであり、別記1の事業に取り組む者であるものとする。

### 第3 事業内容

事業実施主体は、鶏肉のサルモネラ菌低減への対応に必要な次に掲げる事業の全部又は一部を実施するものとする。

- (1) 検討会等の開催
- (2) 海外施設等の状況調査
- (3) 学術情報の収集
- (4) 手順書の作成
- (5) サルモネラ菌低減に向けた試験・研究・実証等の取組
- (6) 輸出に係るサルモネラ菌検査

### 第4 成果目標及び目標年度

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 成果目標

シンガポール又は欧州連合向け輸出要件に沿って処理した鶏肉のサルモネラ菌陽性率を低減し、かつ、陽性率を20%未満とすることとし、具体的な成果目標は事業実施主体が設定するものとする。

#### 2 目標年度

事業完了年度から3年度以内に設定するものとする。

(別記4)

新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

第1 事業概要

本事業においては、コンソーシアムの設立を目指す産地の育成を支援するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、協議会とし、畜産局長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- 1 要綱第4第5項に掲げる畜産5品目のうち原則として1品目を対象に、事業に取り組むものであること。
- 2 協議会の構成員については以下のとおりとする。
  - (1) 畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者のうち、食肉処理施設等及びその他の少なくとも1者を必須の構成員とすること。
  - (2) 1つの食肉処理施設等は、1品目につき1つの協議会の構成員（協議会の設立が完了するまでの間においては、協議会を設立しようとする者。以下同じ。）となることができる。
  - (3) 構成員となる食肉処理施設等は、原則として1つの協議会につき1つとするが、同一都道府県内に主たる事務所等が所在する食肉処理施設等が複数存在する場合、1つの協議会につき複数の食肉処理施設等を構成員とすることができるものとする。
  - (4) 畜産農家等は、家畜や畜産物の出荷先である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々協議会を構成している場合、該当する協議会全ての構成員となることができる。
  - (5) 輸出事業者は、畜産物の仕入元である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々協議会を構成している場合、該当する協議会全ての構成員となることができる。
  - (6) なお、畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者の全てが構成員となっている協議会を優先的に採択するものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 協議会の構成員である食肉処理施設等が、当該協議会が輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに、事業完了年度から3年度以内に、以下の条件を満たす予定であること。

ア 牛肉：香港、台湾、米国又は欧州連合向け

の輸出施設認定を受け、いずれかの国・地域への輸出を開始すること。

イ 豚肉：シンガポール又はタイ向けの輸出施設認定を受け、いずれかの国への輸出を開始すること。

ウ 鶏肉：以下のいずれかの要件を満たすこと。

①シンガポール又は欧州連合向けの輸出施設認定を受け、いずれかの国・地域への輸出を開始すること。

②香港又はベトナム向けの輸出施設認定を受け、両国へ正肉を年間合計 10 トン以上輸出すること。

エ 鶏卵：以下のいずれかの要件を満たすこと。

①シンガポール向け認定農場由来の鶏卵の処理を実施し、当該国向けの輸出を開始すること

②米国向けの輸出施設認定を受け、当該国への輸出を開始すること。

オ 牛乳乳製品：第 4 の 3 の（5）に記載する国のうち、一つ以上の国に対して輸出を開始すること。

（2）協議会の運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

（3）協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（4）協議会規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

（5）構成員である法人等が、暴力団でないこと及び法人等の役員等が暴力団員でないこと。

### 第 3 成果目標及び目標年度

要綱第 9 第 2 項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 成果目標

（1）牛肉・豚肉・鶏卵・牛乳乳製品

本事業の対象とした輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）に対して、輸出を開始することとする。

## (2) 鶏肉

以下のいずれかとする。

- ①シンガポール及び欧州連合のうちいずれかの国・地域に対して輸出を開始すること
- ②香港及びベトナムのうち両国又はいずれかの国へ正肉を年間合計 10 トン以上輸出すること

## 2 目標年度

事業完了年度の3年度以内に設定するものとする。

## 第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

### 1 協議会の設立及び推進

協議会の設立及び推進のための会議の開催。

### 2 検討会及び研修会の開催

関係者の輸出への理解醸成や、輸出認定の取得及び輸出認定取得後の輸出拡大の方針策定等に向けた検討会、研修会の開催。

### 3 輸出先国のマーケット調査

輸出先国のマーケットに適した畜産物を輸出するための、協議会が輸出促進に取り組む製品の需要や輸出に係る課題等の調査。ただし、対象とすることができる輸出先国は、以下の各号に掲げるもののうち、事業実施主体である協議会の構成員である食肉処理施設等が輸出認定を取得することを予定している国・地域に限ることとし、4においても同様とする。

(1) 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合

(2) 豚肉：シンガポール、タイ

(3) 鶏肉：香港、ベトナム、シンガポール、欧州連合

(4) 鶏卵：シンガポール、米国

(5) 牛乳乳製品：香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア

### 4 協議会による商流構築活動の実施

輸出先国への本格的な輸出に先駆け、協議会が取り組む輸出事業者とのマッチングに向けた展示会への参加、試験的輸出を通じた輸出先国におけるバイヤーとのマッチング等、商流の基盤を構築する活動の実施。



(別記5)

畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

第1 取組の概要

本取組においては、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）やマーケットの求める国産畜産物を供給するため、流通方法や品質の保持等に係る調査・試験・実証を行う。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げるいずれかの者とする。

- ① コンソーシアムであって、別記1の事業に取り組む者
- ② 協議会であって、別記4の事業に取り組む者

第3 対象品目

第1の取組は、要綱第4第5項に掲げる畜産5品目を対象とする。

第4 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 推進会議・検討会等の開催
- 2 輸出先国やマーケットの求める日本産畜産物を供給するために必要な流通方法や品質保持等に係る調査・試験・実証
- 3 調査・試験・実証に係る報告書の作成

第5 対象となる輸出先国

本事業の対象となる輸出先国は、事業実施主体及び取り組む品目ごとに、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンソーシアム：別記1の第4の2に定める輸出先国
- (2) 協議会：別記4の第4の3に定める輸出先国

第6 成果目標及び目標年度

1 成果目標

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める畜産局長が別に定める成果目標は、要綱第9第1項の事業実施計画において、事業実施主体が定めるものとする。本成果目標は、第4の事業内容に沿った定量的な目標とする等、事業成果を適正に把握、検証できるように十分考慮して設定することとする。

2 目標年度

事業完了年度の翌年度とする。

第7 成果の普及

事業実施主体は、本事業により取り組んだ調査・実証・試験で得られた成果の普及に努めるものとする。